

諸外国における安全保障に関する主要な土地管理

	米	豪	英	仏	韓
軍事施設等周辺の規制 ※規定違反に対する措置は調査中。	<ul style="list-style-type: none"> 多数の州が独自に規制。 (例) ヴァージニア州：軍事基地、軍事施設、及び軍用空港から3000フィート(約900m)内の土地利用が変更される場合、都市計画委員会は、軍に事前通知を行い、軍はこれに対する勧告が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国防法」に基づき「防衛航空エリア」を指定し、建造物の設置・使用に規制措置を講じることが可能。 「国防法規則」に基づき「防衛エリア」を指定し、立入りを禁ずることが可能。 	NA	「都市計画法典」「国防法典」に基づき、国防目的の施設等の周囲の建造物の設置禁止及び施設設置前に存する建造物の収用が可能。	地方公共団体の長は、軍事基地・軍事施設保護区域内における建造物の設置や用途変更等の許可等を行う場合、国防部長官又は管轄部隊長と協議しなければならない(「軍事基地・軍事施設保護法」)。
外国人対象の規制	「外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)」 2020年2月、審査対象に不動産を追加。	「外資による資産取得及び企業買収法(FATA)」 2021年1月より、改正法施行。	「国家安全保障及び投資法(NSI)」 法案審議中。	「通貨金融法典」	「不動産取引申告等に関する法律」
対象区域・行為	以下の土地・建物の取得・賃借・譲渡。 ① 空港・港湾又はその一部としての機能を有する不動産(軍民共用空港、大規模ハブ空港、戦略的港湾、大型港湾) ② 軍事施設・政府の安全保障関連施設(約200施設。周辺距離は1~100マイル。海上施設は領海内まで。国防省が対象施設と距離を随時見直し。) ③ 外国人に①②における活動の情報を提供し得る取引又は①②における安全保障上の活動が他国の監視にさらされるリスクを伴う取引。	1 「国家安全保障審査」法改正により導入。安全保障の観点から以下の土地の権益取得を事前審査。 ① 国防法が規定する軍事関連施設 ② 取得時に、他国のインテリジェンス機関が権益を取得又は将来的に取得することを関知し得た場合 ③ 財務大臣が告示で指定する土地 2 上記以外の審査 農地、商業地、住宅地、採掘地等の権益取得を事前審査。	土地・建物の利用又は利用に影響を及ぼす権限の取得(土地の種類に関する詳細規定無し)。 ※新法は、特定分野(原子力発電、通信、防衛、運輸、人工知能他)への対内直接投資の事前届出を義務付け。土地・建物は事前届出の対象外ではあるが、国務大臣が取引に関し安全保障上の脅威を認めた場合、安全保障の観点からの審査の対象となり得る。	非居住者による総額1,500万ユーロ以上の不動産の取得又は譲渡。	以下の土地・建物の取得 ① 軍事基地・軍事施設保護区域 ② 文化財保護区域 ③ 生態景観保全地域 ④ 野生動植物特別保護区域
措置	<ul style="list-style-type: none"> CFIUS(対米外国投資委員会)への事前届出。 CFIUSは、安全保障上の脅威の有無の書面審査、調査、取引内容の変更を求める交渉が可能。 懸念が解消されない場合、大統領は取引中止命令が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣への事前届出。 財務大臣は、取引の承認、条件付き承認、または中止命令を行う。 財務大臣は、取引の前後を問わず、審査を行うことが可能(国家安全保障審査のみ)。 	国務大臣が取引に関し安全保障上の脅威を認めた場合、事前審査にかからしめ、承認、条件付き承認、中止命令を行う。	フランス中央銀行に対し、届出。	土地・建物の取得につき、所在地を管轄する地方自治体の長の許可が必要(一部は届出制)。
罰則	届出懈怠・虚偽：\$250,000内の罰金。 命令無視：\$250,000内の罰金または取得価値の多価な方。	届出懈怠、命令無視：懲役10年and/orA\$3,330,000の罰金。	命令無視：懲役1~5年and/or罰金(①取得利益の5%以上及び②£1,000万又は③日毎に、取得利益の0.1%及び£200,000)	届出懈怠：5年間の懲役、当該不動産の没収、違反あるいは違反未遂の対象となった金額以上その2倍以下の罰金 等	未許可の取得：2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金。